

公益社団法人日本地震学会名誉会員に関する内規

2002年3月 7日制定

2011年1月14日改正

2015年10月13日改正

第1条 この内規は、定款第5条第1項第2号に規定する名誉会員について定める。

第2条 名誉会員は、本学会の目的達成のために多大な貢献をした満70歳以上の者で、総会で承認された者とする。

第3条 名誉会員の推薦は、正会員3名以上連記による推薦理由書を会長に提出し、理事会の議を経て、総会で承認する。

第4条 名誉会員の資格は、終身とする。

第5条 この内規の改廃は、理事会の議を経なければならない

附 則

この内規は、2002年3月7日から施行する。